

## 通 関 業 の 許 可 の 承 継 に つ い て

標記のことについて、通関業法第11条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり通関業の許可の承継を承認したので同条第7項の規定により公告する。

### 記

- 1 承継を受ける者の氏名又は名称及び所在地

センコー・フォワーディング株式会社  
東京都江東区潮見二丁目8番地10号 (法人番号: 5010601056427)

- 2 承認前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び所在地

センコー株式会社  
大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番30号 (法人番号: 5120001197793)

- 3 承継を受ける通関業の許可に係る営業所の名称及び所在地

東京営業所 (現東京海貨営業所)  
東京都江東区潮見二丁目8番10号  
横浜営業所 (現神奈川支店横浜営業所)  
神奈川県横浜市中区日本大通60 朝日生命横浜ビル4階  
名古屋営業所 (現名古屋主管支店名古屋営業所)  
愛知県名古屋市港区千年三丁目1番28号  
センコー株式会社名古屋第2PDセンター事務所棟M3階  
大阪営業所 (現阪神支店国際大阪営業所)  
大阪府大阪市中央区瓦町四丁目8番4号 住友生命瓦町第2ビル6階  
神戸営業所 (現阪神支店国際神戸営業所)  
兵庫県神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号  
神戸商工貿易センタービル20階

- 4 承継年月日

令和2年4月1日

- 5 許可条件

なし

令和2年3月18日

東京税関長 岸 本 浩